

公益財団法人愛媛県文化振興財団 個人協賛金等募集要項

1. はじめに

当財団は、各種の文化事業を行うことにより、県民の文化芸術意識の高揚を図り、本県の文化及び芸術の振興発展に寄与すること及び愛媛県県民文化会館の管理運営を行うことにより社会への貢献に寄与することを目的とし事業を行っております。

昨今の厳しい運営状況の中、公益財団法人として文化事業を通して県内の文化振興を推し進め、継続的かつ安定的な財団経営を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、当財団が実施する公益目的事業へのご理解とご賛同をいただき、是非ご協賛いただきますようお願い申し上げます。

皆様からいただく協賛金等につきましては、当財団の「協賛金等取扱規程」に則り、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

ご協賛をいただける方は、下記より「個人協賛金申出書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メール、FAX、郵便にてご送付ください。

2. 事業内容（令和7年度）

当財団は、上記の目的を達成するため、次の事業を実施予定です。

I 芸術文化事業：

文化及び芸術の振興を目的とし、県民にすぐれた舞台芸術を鑑賞する場や活動する場、学習する場を提供する。

① 舞台芸術鑑賞事業

- ・オーケストラ公演など

② 芸術文化交流事業（アウトリーチ事業）

- ・どんどこ！巨大紙相撲
- ・おしゃべりな学校
- ・アートカードで美術鑑賞

II 芸術文化支援事業：

文化及び芸術の振興を目的とし、県内で行っている芸術文化団体の活動に対する助成金の支給や共催による会場提供の支援を行う。

- ・芸術文化共催事業（協賛対象外）
- ・文化活動活性化支援事業

III 文化振興事業：

文化及び芸術の振興を目的とし、新しい文化事業を後押しするとともに、郷土に関する書籍を刊行し、また文化的な学習に対する意欲の高い人に対し専門性の高い講座を実施する。

えひめ新文化普及事業

- ・eスポーツフェスティバル
- ・文化講座 NEO
- ・EHIME×CULTURE（ユニークベニュー事業）

IV 施設管理事業（協賛対象外）

- ・愛媛県県民文化会館及び別館の管理運営
- ・利用者支援事業

3. 協賛金等の使途

当財団の実施する上記事業のうち、I～IIIの文化事業（事業の指定は、個人協賛

金申出書にご記入下さい) に使用させていただきます。

4. 協賛金の募集期間

随時 (特典の適用は、入金後 1 年間)

5. 協賛金の額

一口以上 (一口 5, 000 円)

6. 特典

(1) 税制上の優遇措置が受けられます。

(2) 当財団のホームページ等にお名前を掲出させていただきます。

※匿名をご希望の方はお申出ください。

(3) 当財団主催文化事業の公演等のご案内を送付いたします。

(4) 申込時に指定した文化事業のチケット等を割引販売いたします。

(注) ・割引販売は、事前の申込が必要です。また、座席の指定はできません。

・割引は、1口あたり1,000円 (2割) までとさせていただきます。

7. 申込方法

財団ホームページからお申し込みいただくか、所定の「個人協賛金申出書」にご記入の上、公益財団法人愛媛県文化振興財団の事務局まで、メール、FAX、郵送にてお送りください (窓口持参も可)。

なお、「協賛金」は下記の口座へのお振込み、もしくは現金書留にて送付いただきますようお願い申し上げます。

※郵送料、振込手数料につきましては、協賛者様にてご負担をお願いいたします。

【協賛金申出書・送付先】

〒790-0843 愛媛県松山市道後二丁目5番1号

公益財団法人愛媛県文化振興財団 事務局

TEL 089-927-4777 FAX 089-927-4778

E-mail soumu@ecf.or.jp

【振込先】

●伊予銀行 愛媛県庁支店 普通 1127258

●愛媛銀行 県庁支店 普通 3974326

●愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県庁支店 普通 1045534

●愛媛信用金庫 道後支店 普通 0226644

※ 口座名義：公益財団法人愛媛県文化振興財団 代表理事 理事長 土居 英雄

8. 協賛金 (寄附金) に対する税制優遇制度

本財団は、公益財団法人の認定を受けております。本財団に対する協賛金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署または税理士におたずねください。

なお、税額控除等の確定申告の際には、「受領証明書」が必要となります。受領証明書は再発行できませんので、大切に保管くださるようお願い申し上げます。

《参考》

確定申告の際、税制上の優遇措置を受けることが可能

寄附金控除（所得控除）

寄附金額－2,000円＝所得控除額

↑

総所得金額等の40%相当額が限度

※詳細は、国税庁のHP・タックスアンサー・所得税を参考